

浜田市美又温泉国民保養センター指定管理業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、浜田市美又温泉国民保養センター（以下「保養センター」という。）の指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の内容及びその範囲について定める。

2 施設の目的及び事業

(1) 施設の目的

国民の保養及び健康の増進、余暇の効果的な活用と健全なレクリエーション活動の推進を図り、もって住民福祉の向上及び地域産業経済の振興に資する。

(2) 事業

- ① 温泉保養施設の提供
- ② 宿泊施設及び休養施設の提供
- ③ 集会のための会場の提供
- ④ その他保養センターの設置の目的を達成するため必要な事業

3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 施設の目的に沿った管理を行うこと。
- (2) 公平・公正な運営を行うこと。
- (3) 常に善良な管理者の注意をもって、安全、安心で快適な施設となるよう管理に努めること。
- (4) 親切丁寧な対応と、利用者ニーズの反映により、利用者サービスの向上に努めること。
- (5) 従業員の確保にあたっては、積極的に地元市民の雇用に努めること。
- (6) 美又地域全体で取り組んでいる「地域まるごと6次産業化(※)」を推進するため、地元食材の積極的な使用や、売店への産直市「みまたの市場」併設など、美又地区における地域振興の中核施設としての役割を担うこと。
※別紙1 地域まるごと6次産業化参照
- (7) 美又温泉旅館組合に加盟し、美又温泉ブランドの向上に一体となって取り組むこと。
- (8) 適切な広報活動を行い、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (9) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間（浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成17年浜田市条例第299号。以下「条例」という。）第6条に規定するとおり）
 - ① 入浴 午前9時から午後8時30分まで
 - ② 宿泊 午後3時から翌日午前10時まで
 - ③ 貸室 午前9時から午後4時まで
 - ④ 食堂 午前11時30分から午後2時20分まで及び
午後5時30分から午後8時30分まで

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

5 関係法令等の遵守

保養センターの管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関係法令
- (4) 旅館業法（昭和 22 年法律第 138 号）
- (5) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (6) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
- (7) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (8) 公衆浴場法施行条例（昭和 23 年島根県条例第 72 号）
- (9) 浜田市美又温泉国民保養センター条例及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 229 号）
- (10) 浜田市温泉事業条例（平成 17 年条例第 218 号）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 157 号）
- (11) 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 73 号）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 63 号）
- (12) 浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号）及び同条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 14 号）
- (13) 浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）
- (14) 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）
- (15) 浜田市暴力団排除条例（平成 24 年浜田市条例第 10 号）
- (16) 浜田市敬老入浴券贈呈事業実施要綱（平成 30 年告示第 49 号）
- (17) その他管理運営に適用される法令

6 業務の内容

- (1) 施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
 - ① 利用許可（条例第 7 条）

施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
 - ② 利用の制限（条例第 8 条）

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

イ 利用者が条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

ウ 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

エ 前ア～ウに掲げる場合のほか、保養センターの管理上特に必要と認められるとき。
 - ③ 特別設備等の制限（条例第 9 条）

利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- ④ 利用者サービスの提供等
 - ア 施設等を快適に利用できるよう適切な案内（電話対応含む）に努めること。
 - イ 年少者、高齢者、障がい者等へ合理的な配慮を提供すること。
 - ウ 利用者からの要望や苦情等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること。
- (2) 施設等の維持管理業務
 - ① 清掃及び環境整備
 - ※管理対象区域については、別紙2-3「管理区域図」を参照のこと。
 - ア 施設内を常に清潔に保つため、日常的に随時清掃を行うこと。また、衛生消耗品類については、常に補充された状態にすること。
 - イ 床洗浄ワックス塗布、窓ガラス清掃等日常的に行うことが困難な清掃業務については、利用頻度等に応じて定期的に清掃を行うこと。
 - ウ 常に良好な環境及び美観が保たれるよう、敷地内の清掃、樹木の剪定等の環境整備を行うこと。
 - エ 屋外広告物については、適切に保守を行うこと。
 - ② 附属設備、備品及び器具類の保守点検
 - ア 附属設備、備品及び器具類については、常に正常に使用できるよう定期的に点検を行い、適切な保守に努めること。
 - イ 法令又は専門的な保守点検については、専門業者等へ委託して実施するなど、安全性、確実性及び経済性に配慮すること。
 - ③ 施設の点検及び修繕
 - ア 施設の点検を定期的を実施し、雨漏りや壁のひび割れ等、管理する上で重大な不具合を発見したときは、速やかに市に報告すること。
 - イ 発見した不具合については、必要に応じて市と協議の上、管理運営に支障を来たさないよう適切に修繕すること。
 - ウ 施設内の設備が故障したときは、必要に応じて市に報告するとともに、管理運営に支障を来たさないよう適切に修理すること。
 - ④ 浴場の維持管理
 - ア 浴槽の管理にあたっては、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例をはじめとする公衆浴場に関する法令等を遵守し、適切な浴室の衛生管理を行うこと。
 - イ レジオネラ症防止対策を行うこと。
- (3) 保安警備業務
 - ① 巡回
 - 施設内外を定期的に巡回し、利用者が安心して利用できるよう防犯及び防火に努めること。
 - ② 警備
 - ア 部外者の出入りの状況を確認し、不審者の発見及び侵入阻止等を適切に行うこと。
 - イ 開館時間外は、施設の戸締りや施錠を行うこと。

(4) 物品の管理業務

① 備品の管理

ア 市が所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。

イ 市が所有する備品については、形状の変更、館外への持ち出し、又は第三者に貸与若しくは譲渡を行うことはできない。また、施設内においても保管場所を移動した場合は、閉館時には元の場所へ戻すこと。ただし、市の許可を受けた場合を除く。

ウ 市が貸与した備品の買換えが必要なとき、本来の利用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失のあったときは、直ちに市へ報告すること。

エ 指定管理者が利用料金収入により購入した備品については、市に報告するとともに、市が所有する備品と明確に区分できるように管理すること。

オ 各年度終了後に備品の現在高を報告すること。また、指定期間中において市が必要と認めた場合も同様とする。このとき、指定期間中に亡失の報告がなく、確認できない備品があった場合は、別途協議し、指定管理者の責めに期するものと判断されるときは、指定管理者が補填すること。

カ 管理運営上、必要となるリース物品については、指定管理者の負担とする。

※備品とは、その性質、形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものをいう。

② 消耗品の管理

ア 消耗品については、指定管理者において調達すること。

イ シーツ、枕、座布団、什器等は消耗品として取り扱うこと。

③ 指定管理者による設備、器具類の設置

指定管理業務に必要な設備及び器具類を調達（リース契約によるものを含む。）し、設置することができる。この場合において当該設備又は器具類が施設等に固定するもの若しくは施設等の原状変更を伴うものであるときは、施設等の外観、規格、機能等に変更のない小規模なものを除き、あらかじめ市の承認を得ること。

(5) 利用料金に関する業務

① 利用料金の設定等

ア 利用料金の額と、利用料金の減額又は免除については、書面で市に申請し、市の承認を得て基準を設定すること。

イ 現行よりも高い利用料金を設定する場合は、その利用料金を適用する最初の利用日までに一定の周知期間を設けることとし、その期間は市と協議して設定すること。

② 利用料金の徴収

指定管理者は、指定管理者が認める場合を除いて、利用者から利用開始前に利用料金を徴収すること。また、利用料金の減免及び還付など関連する業務を行うこと。

③ 利用料金の管理

利用者から徴収した利用料金については、帳簿を作成して適正に管理すること。

(6) 利用促進に関する業務

① 広報活動

ア ホームページの開設及び更新を行い、施設の魅力や最新の情報を広く発信し、利用促進に努めること。

イ 紙媒体のパンフレット等を作成し、配布すること。

ウ 広報に係る年間計画を立て、計画的かつ効果的に広報活動を行うこと。

② 利用者ニーズ等の把握

利用者ニーズに応じたサービスを提供するため、アンケートを実施し、利用者のニーズ、苦情等の把握を行うこと。

(7) 「みまたの市場」に関する業務

① 売店に産直市「みまたの市場」を併設し、NPO 法人美又ゆめエイト(以下「NPO 法人」という。)と連携して共同で運営すること。営業時間は保養センターの営業日及び時間とし、水曜日を定休日とする。

※ NPO 法人の設置目的や活動内容は、内閣府 NPO ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/index>) 上で参照可能。

② 指定管理者が、接客対応や商品管理を主に行い、NPO 法人は出荷者組織運営及び集荷者への生産事務並びに出荷調整等を行う。

③ 「みまたの市場」は委託販売方式を採用し、売上の 10%を手数料として指定管理者が収受し、90%を NPO 法人と生産者の収入とする。

※ 「みまたの市場」の販売実績は別紙 8 参照

④ 「みまたの市場」に係る光熱水費及び販売員の人件費は指定管理者が施設管理・運営費用として負担する。

⑤ 「みまたの市場」において酒類を販売するため、酒類の販売業免許を取得すること。

⑥ 運営については、指定管理者の候補者に選定後、NPO 法人と協議すること。

(8) 自主事業に関する業務

① 指定管理者は、保養センターの設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施に支障のない範囲において、自己の責任と費用により本施設（駐車場を含む）において自主事業を行うことができる。

② 自主事業の実施にあたっては、事前に市と協議すること。

③ 自主事業を実施したときは、その内容及び収支等について市に報告すること。また、指定管理者が行う自主事業の性質が施設の目的外の利用となる場合は、市に対して別途行政財産の用途又は目的外の使用の許可を得ること。

(9) 保険への加入

指定管理者は、指定管理業務にあたり、自らのリスクに対する適切な範囲内で保険等に加入すること。

(10) 事務処理に係る業務

① 庶務事務

ア 施設の管理状況を把握するため、施設管理簿及び関係資料を作成し保管すること。

イ 業務の実施状況を把握するため、業務報告書及び関係資料を作成し保管すること。

ウ 次の許可については、法令等の規定に基づき適切に届出等を行うこと。

(ア)旅館業法に基づく営業許可

(イ)食品衛生法に基づく飲食店営業許可

(ウ)公衆浴場法に基づく営業許可

(エ)温泉法に基づく温泉利用許可

(オ)酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく酒類販売許可

(カ)その他業務の実施に当たり必要となる許可

エ その他指定管理業務に必要な事務については適切に処理すること。

② 経理事務

ア 指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にすること。また、売店に併設する「みまたの市場」に係る収入は、その他の指定管理業務に係る収入と区別できるように管理すること。

イ 管理運営費の収支状況を常に把握し、市の求めに応じていつでも開示できるように管理簿等の必要な書類を作成し、関係書類と合わせて保管すること。

ウ 経費の執行については、予算費目ごとに管理、執行することとし、関係法令等に基づいて適切に行うこと。

7 組織・運営体制

(1) 体制整備

① 管理運営に支障がないよう従業員を配置し勤務体制を整備するとともに、不測の事態に備えて代替の従業員の確保に努めること。

※施設管理等に関する専門業務について、委託に抛らずに施設従業員が担当する場合は、各種法令に基づき当該業務に必要な有資格者を配置すること。

② 開館中は統括責任者の任務を負うものを常に配置すること。

③ 管理監督的な地位にある者で防火管理者の資格を有するものを必ず配置し、その者の氏名を報告すること。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本社（部）等の社員を防火管理者とすることができる。防火管理者を変更した場合は速やかに改定し、報告すること。

(2) 従業員の雇用

① 従業員の雇用にあたっては、積極的な地元市民の雇用に努めること。

② 現在、保養センターで雇用されている従業員については、継続雇用の希望の有無を確認し、可能な範囲内で継続雇用に配慮すること。

(3) 研修の実施

従業員の資質の向上、管理運営に必要な知識と技術の習得等を目的とした研修の実施に努めること。

(4) 法令遵守

全ての従業員の勤務形態等について、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令を遵守すること。

8 業務報告及び調査等

(1) 事業計画書の提出

翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市が指定する期日までに市へ提出すること。

(2) 事業報告書の提出

① 毎年度終了後の5月末日までに事業報告書を作成し市に提出すること。ただし、修繕費の精算に必要となる書類は、毎年度終了後の4月末日までに提出すること。

② 事業報告書に記載する主な内容は次のとおりとする。

- ア 指定管理業務の実施状況
- イ 施設等の利用状況
- ウ 利用料金等の収入実績
- エ 管理運営費の収支・決算状況
- オ 自主事業の実施状況
- カ その他必要な事項

(3) 月次報告書類の提出

① 毎月、「月別利用状況等報告書」を作成し、翌月20日までに市へ提出すること。

② 「月別利用状況等報告書」に記載する主な内容は次のとおりとする。

- ア 施設等の利用状況及び利用料金等の収入実績
- イ 施設の管理状況
- ウ その他必要な事項

(4) その他の報告等

① 「月別宿泊者数調査」及び「島根県月別主要観光施設等動向」を毎月作成し、市が別に指定する日までに市へ提出すること。

② 「公共施設エネルギー使用状況調査」を毎年作成し、市が別に指定する日までに市へ提出すること。

(5) 点検及び調査等

① 経営状況、管理状況、利用状況等の報告については、市の求めに応じ、直ちに報告すること。

② 市は、必要に応じて業務の点検及び実地調査を行い、適切に業務が行われていると認められない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合は、指定管理者に対して改善の指示を行うことがある。

③ 市は、指定管理者が上記②の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

④ 指定管理者は、市が実施するモニタリングに対し、誠実に対応すること。

⑤ 市は、業務点検の結果を公表することがある。

⑥ 事業報告書及び管理に関する帳票等は常に整理し、5年間保存すること。

9 災害等の対策及び安全確保

自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態については、次のとおり対応すること。

(1) 予防対策

- ① 危機管理体制を整備するとともに、各種対応マニュアルを作成し、従業員へ周知すること。
- ② 各種研修や訓練を行い、従業員が適切に対応できるよう指導すること。
- ③ 消火訓練、避難訓練等を適宜実施し、消防署から指摘があった場合は、ただちに改善すること。
- ④ その他想定される予防対策として必要な措置を講じること。

(2) 発生時の対応

- ① 利用者の安全を確保するため、避難誘導や負傷者・急病人の対応等適切な措置を遅滞なく講じること。
- ② 事故・災害等に対する適切な処置を行った上で、速やかに市に状況を報告すること。また、警察署、消防署等の関係機関へ適切に通報すること。
- ③ 再発防止のため、災害等の原因を調査し、市及び関係機関と連携して必要な対策を講じること。
- ④ 停電時は、施設の復旧を遅滞なく行うこと。
- ⑤ 市又は指定管理者に損害、損失又は追加費用が発生する恐れがあるときは、発生する損害、損失及び増加費用が最小限となるよう努めるとともに、速やかに市に報告すること。

10 指定期間終了による業務引継ぎ等

(1) 業務の引き継ぎ

- ① 指定期間終了後は、次期指定管理者が円滑かつ支障がなく本施設を運営できるよう業務を引き継ぐこと。
- ② 次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分に留意すること。
- ③ 引継ぎの方法や日程等については、市及び指定管理者の協議により決定すること。
- ④ 上記①～③については、指定管理者の指定の取消等により業務を引き継ぐ場合も同様とする。

(2) 原状回復

- ① 指定期間が終了した場合、又は指定が取り消された場合は、市の指示に従って施設等の原状回復をすること。
- ② 指定管理者が設置した設備及び器具類については撤去すること。ただし、市が指示し又は認めるときは、この限りではない。
- ③ 指定管理者の負担により行った施設等の原状変更又は設備及び器具類の設置については、市が指示し、又は協議で定める場合を除き、市に帰属するものとし、指定管理者は、将来にわたりその権利を主張しないこと。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難と認められる場合には、市は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取り消しを命ずる場合がある。
- (3) 指定管理者は、上記(2)による指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止により生じた損害を市に賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力やその他市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者で協議の上、業務継続の可否等について決定すること。
- (5) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、市に対して指定の取り消し、又は指定管理業務の停止を申し出ることができる。
 - ① 市が協定書又はこの仕様書の規定を履行せず、又は違反したとき。
 - ② 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被り、業務の継続が困難になったとき。
- (6) 市は、指定の取り消し、又は指定管理業務の停止の申出を受けたときは、必要に応じて指定管理者と協議し、その処置を決定する。

12 情報の取扱い等

情報の取扱いについては次のとおりとし、指定管理者でなくなった場合も同様に取り扱うこと。

- (1) 情報公開
 - ① 公共施設であることを認識し、浜田市情報公開条例の趣旨に則って、管理運営の透明性を高めるよう努めること。
 - ② 文書の開示等情報公開については、浜田市情報公開条例に準じて行うこと。
 - ③ 閲覧等の請求があったときは、個人の情報がみだりに公にならないよう最大限に配慮した上でこれに応じること。
 - ④ 指定管理業務にあたって、作成し又は取得した文書は、適正な管理・保存を行うこと。
 - ⑤ 指定管理者又は指定管理業務の全部又は一部に従事する者は、業務上知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項については、外部に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 個人情報保護
 - ① 指定管理業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、浜田市個人情報保護条例及びその他関係法令等の規定を遵守すること。
 - ② 浜田市個人情報保護条例を遵守するよう従業員に周知・徹底を図り、個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故を防止し、かつ、適切な管理を行うために必要な措置を講じること。

13 その他留意事項

- (1) 関係団体等と連携しながら運営するため、地域住民及び関係機関、組織団体等との連携を図ること。
- (2) 日帰り入湯税の課税免除
入湯料金が1,000円以下の日帰り入浴客については、平成31年4月から入湯税の課税免除対象者になるが、宿泊客については現行どおり課税対象のまま変更はないので留意すること。
- (3) 市政策への協力等
 - ① 市が主催し、保養センターで行う事業等には積極的に協力すること。
 - ② 行政刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力すること。
 - ③ 誘客等において、浜田自動車道金城スマートインターチェンジの利用促進に努めること。
- (4) 行政財産の目的外使用
 - ① 法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可については市が行うこと。
 - ② 市が、保養センターにおいて行政財産の目的外使用を許可している団体等に対しては、必要に応じて連絡・調整の上、適切な管理運営を行うこと。
 - ③ 使用許可を行っている主なもの
 - ア 敷地内へのガス貯蔵及びガス管配管（イワタニ島根(株)グリーンガス支店）
 - イ 携帯電話通信設備の設置(株)NTTドコモ※使用許可位置図の閲覧を希望される場合は、浜田市金城支所産業建設課へお越しください。
- (5) 浜田市景観計画の重点地区指定
美又温泉地区は、浜田市景観計画の重点地区に指定され、美又温泉地域景観づくり協定（ふるさと島根の景観づくり条例第27条第4項の規定に基づく島根県の認定を受けた住民協定）を締結しているため、外観塗装や屋外広告物の設置等を行う場合は注意すること。
浜田市景観計画の詳細は、次の市ホームページを参照のこと。
(<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1485232864237/index.html>)
の「くらしの情報>道路・交通・都市計画>景観>浜田市景観計画」
- (6) 原爆被爆保養所利用事業
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて島根県（以下「県」という。）が実施している原爆被爆保養所利用事業について、保養センターを助成対象指定保養所とする覚書を県と市が締結している。指定期間中の取扱いについては、指定管理者と県が協議し決定すること。
なお、継続して実施する場合は、指定管理者と県が改めて覚書を締結すること。
- (7) 物品の引継ぎ
市が保養センターの業務の一部を委託している美又温泉組合が、市委託料を財源としない自己の費用で購入し所有する備品及び消耗品については、次期指定管理者への引継ぎは行わない。
なお、指定管理者が指定管理料及び利用料金により購入した備品は市の所有とするが、消耗品については、指定期間満了後に引継ぎが必要となった場合は、現指定管理者と次期指定管理者との協議により決定する。

14 協議

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定すること。

15 添付書類

- (1) 地域まるごと6次産業化（別紙1）
- (2) 浜田市美又温泉国民保養センター 物件一覧及び関係図面（別紙2-1～2-3）
※図面の閲覧を希望される場合は、浜田市金城支所産業建設課へお越してください。
- (3) 浜田市美又温泉国民保養センター 利用人数及び運営状況（別紙3-1・3-2）
- (4) 浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト（別紙4）
- (5) 浜田市美又温泉国民保養センター 修繕及び改修工事実施状況（別紙5）
- (6) 浜田市美又温泉国民保養センター 委託及び使用料・賃借料一覧（別紙6）
- (7) 美又温泉 温泉成分揭示事項（別紙7）
- (8) みまたの市場（販売状況）月報（別紙8）

地域まるごと 6 次産業化

事例 地域資源を活用した地域活性化の取組

人口減少や高齢化が進んだ島根県浜田市金城町美又地区では、地域の資源である食材等を活用した地域活性化の取組を展開しています。

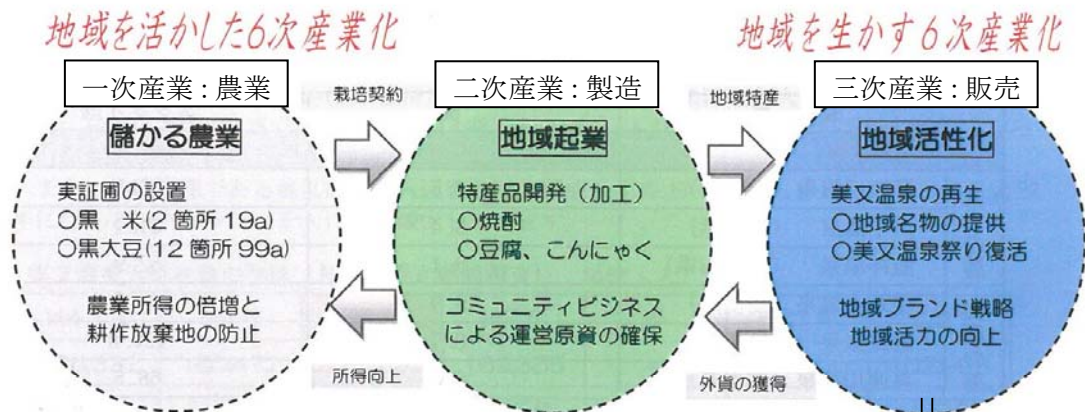
平成 23 (2011) 年に地域住民等で設立された美又湯気の里づくり委員会は、地域特産の古代米、黒米に着目して、栽培、加工・商品化することを検討し、地域全戸を対象としたワークショップ等で商品名やパッケージデザイン等を決定しました。委員会は地域に特定非営利活動法人 美又ゆめエイトを設立、黒米を加工した焼酎の商品化に成功するとともに、同じく地域特産の黒大豆を加工した豆腐と併せ、黒食材と称して地元の美又温泉で販売しています。ブランド化の推進により、黒米や黒大豆を栽培する農業者の所得が3倍に増加する効果も出ており、地域資源を活用して「地域まるごと6次産業化」を実践しています。(第2回「ディスカバー農山漁村の宝」選定地区)



黒米と黒大豆を加工した焼酎と豆腐

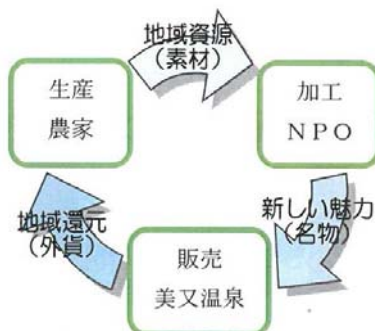
○美又地域が目指す「地域まるごと 6 次産業化」

地域再生に向けた体制整備+地域自立に向けたなりわいの創出+持続可能な地域運営システム構築



「美又地域の地域活性化戦略」(持続可能な地域運営システム)

中核施設：保養センター



生産 … 地域資源である黒米・黒大豆(黒食材)は、美容に良いとされており、美肌の湯と連携してブランド化を図ります。

加工 … 食材の特徴を活かした特産品に加工することで高付加価値化を図り、新しい魅力として美又温泉に提供します。

販売 … 地域の新しい魅力を含めて「美又らしさ」を面的に提供することで外貨を稼ぎ、地域内へ還元します。

浜田市美又温泉国民保養センター 物件一覧

1 土地 (5 筆)

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 浜田市金城町追原 31 番 3 | 1, 650 m ² |
| (2) 浜田市金城町追原 32 番 1 | 2, 796 m ² |
| (3) 浜田市金城町追原 32 番 2 | 72 m ² |
| (4) 浜田市金城町追原 37 番内 1 | 406 m ² |
| (5) 浜田市金城町追原 38 番内 1 の一部 | 344 m ² |

2 建物等

- | | | |
|---------|-----------------------|---|
| (1) 1 階 | 1, 322 m ² | 玄関、ロビー (売店)、談話室 (食堂)、事務室、受付、家族風呂×3、宿直室、便所、小浴場×2 (※)、厨房・配膳室、更衣室、食品庫、リネン室、機械室、倉庫、物置、宿泊室 B (10 畳)、会議室 (結婚式場)、ボイラー室 |
| (2) 2 階 | 958 m ² | 広間 (華麗の間 60 畳)、広間 (鳳凰の間 40 畳)、広間 (飛鳥の間 24 畳)、かわせみ (24 畳)、宿泊室 C (10 畳)、宿泊室 C (6 畳)、宿泊室 C (4.5 畳)×5、談話室、便所、倉庫、物入、配膳室、宿泊室 A (10 畳)×2、宿泊室 A (6 畳)、給湯室、軽食喫茶室 |
| (3) 3 階 | 320 m ² | 宿泊室 A (6 畳)×4、浴場、便所 |
| (4) 4 階 | 181 m ² | 浴場、便所、 |
| (5) PH | 21 m ² | |

※ 市では使用を想定していないため維持補修していないが、指定管理者が整備の上使用することは可能。ただし、使用する場合は、事前に市と協議すること。

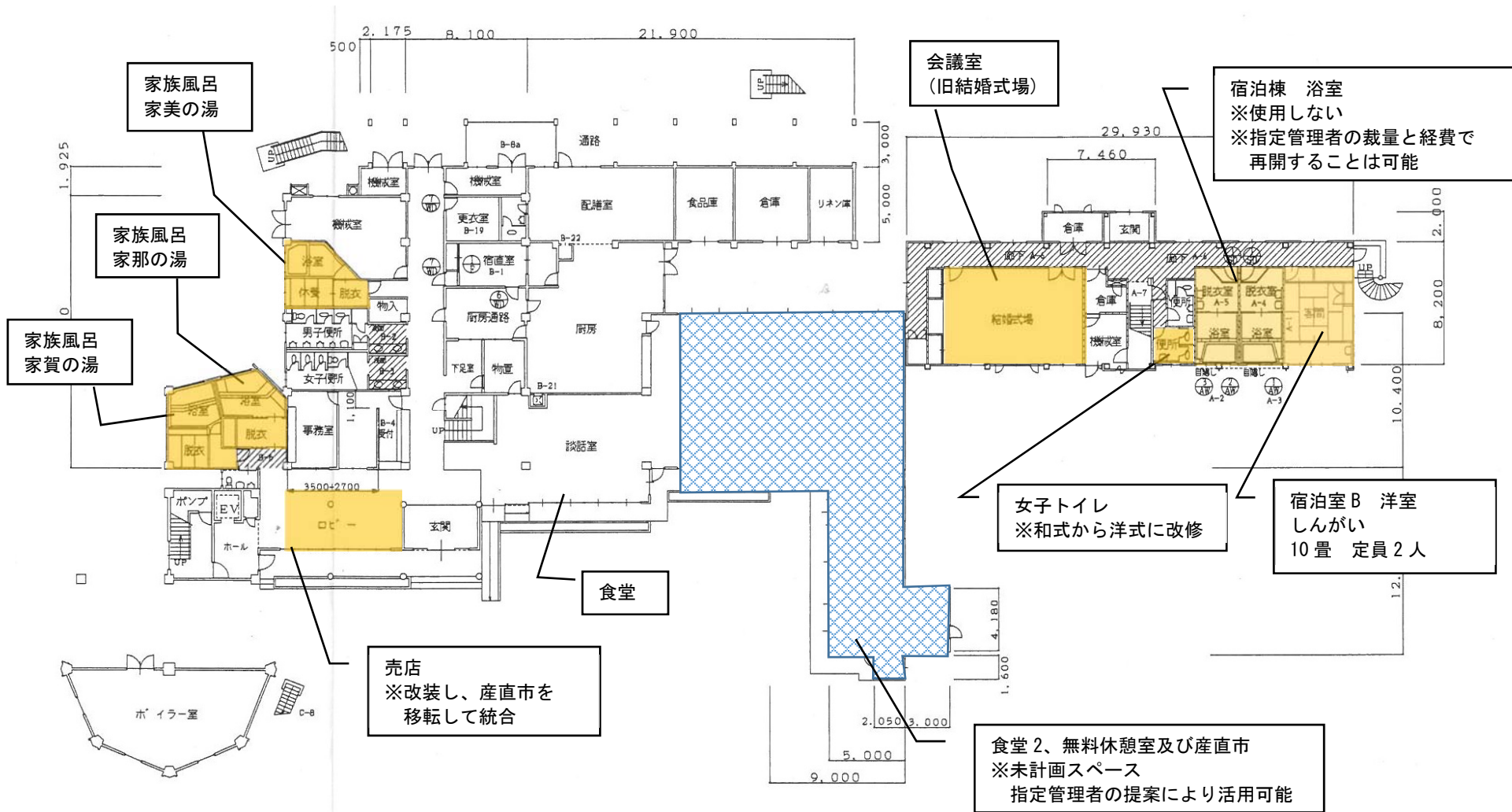
3 付帯施設

- | | |
|----------|-----|
| (1) 屋内設備 | |
| 屋内電気設備 | 1 式 |
| 給排水設備 | 1 式 |
| 冷暖房設備 | 1 式 |
| リフト設備 | 1 式 |
| 冷蔵設備 | 1 式 |
| 非常用放送設備 | 1 式 |
| 給湯設備 | 1 式 |
| 温泉配管設備 | 1 式 |
| 浴槽ろ過設備 | 1 式 |

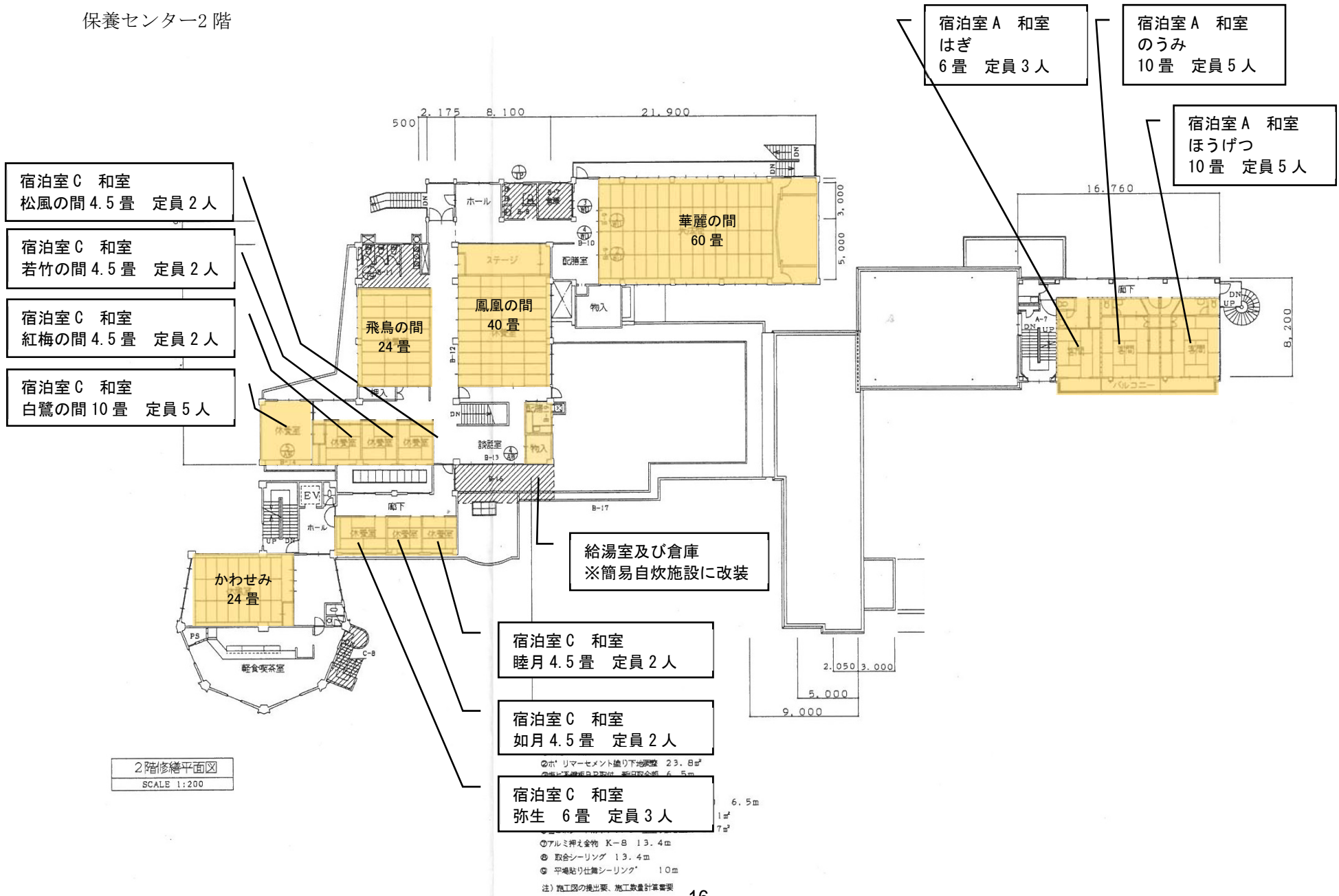
(2) 屋外施設

① 渡廊下	96.75 m ²
② 物置 (平家建)	8.64 m ²
③ 物置 (二階建)	36.00 m ² (1階 15.84 m ² 、2階 20.16 m ²)
④ 浄化槽設	1式
⑤ 駐車場	50台
⑥ 屋外照明設備	1式
⑦ 植栽	1式

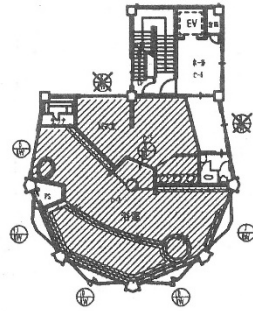
保養センター1階



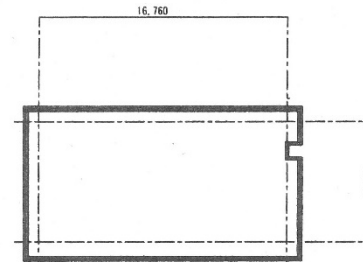
保養センター2階



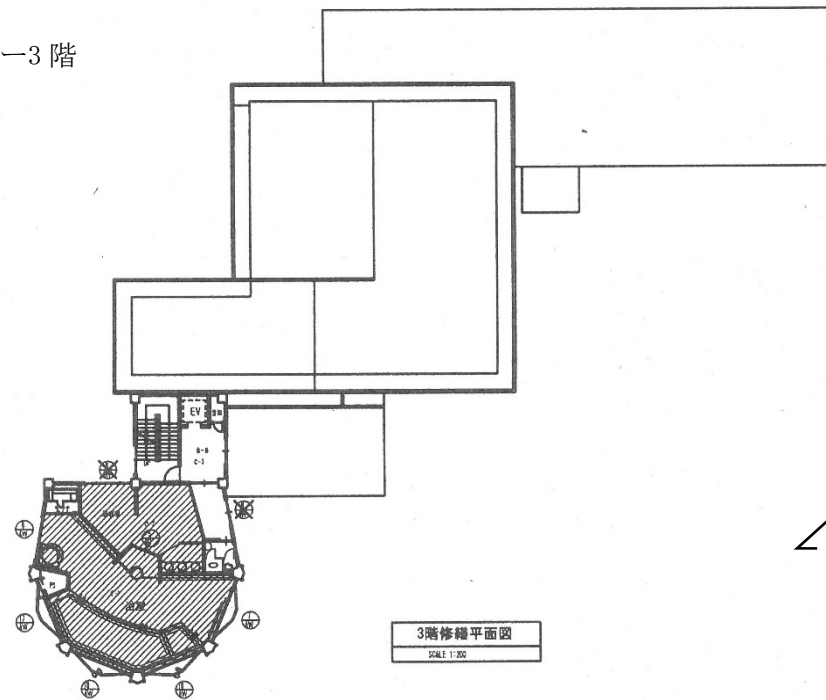
保養センター4階



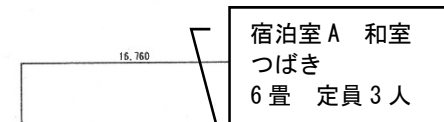
4階修繕平面図
SCALE 1/200



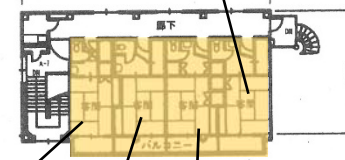
保養センター3階



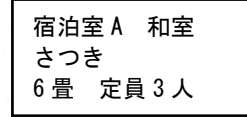
3階修繕平面図
SCALE 1/200



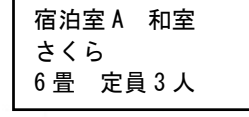
宿泊室 A 和室
つばき
6畳 定員 3人



宿泊室 A 和室
こぶし
6畳 定員 3人



宿泊室 A 和室
さつき
6畳 定員 3人



宿泊室 A 和室
さくら
6畳 定員 3人



浜田市美又温泉国民保養センター 利用人数

平成27年度

(単位:人)

科目名		4月 (4/25~4/30)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入浴者数	大人	924	4,676	2,623	2,644	4,127	3,796	3,298	3,430	2,309	3,382	3,065	3,151	37,425
	小学生	30	256	63	161	419	198	102	140	62	174	91	118	1,814
レストラン		168	1,422	686	676	824	760	642	619	398	584	510	493	7,782
家族風呂		43	225	137	153	163	218	179	204	123	241	206	183	2,075
有料休憩室		14	85	45	45	64	73	29	47	29	37	67	25	560

平成28年度

(単位:人)

科目名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入浴者数	大人	3,096	3,921	2,458	3,024	3,759	2,840	2,970	2,928	2,821	3,310	2,889	3,438	37,454
	小学生	123	206	59	162	368	113	109	89	97	153	105	121	1,705
レストラン		303	447	448	452	455	381	365	375	275	378	337	396	4,612
家族風呂		182	214	148	184	201	163	209	186	199	214	138	240	2,278
有料休憩室		27	41	34	39	25	44	19	10	57	26	34	67	423

平成29年度

(単位:人)

科目名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入浴者数	大人	2,869	3,973	2,384	2,686	3,837	2,762	3,007	2,909	2,953	3,142	2,487	3,178	36,187
	小学生	112	215	49	170	363	111	85	116	143	162	96	91	1,713
レストラン		278	492	507	553	609	666	634	652	446	400	334	576	6,147
家族風呂		181	241	142	187	257	163	228	234	188	186	163	187	2,357
有料休憩室		16	54	22	18	20	41	19	32	23	25	21	19	310

浜田市美又温泉国民保養センター 運営状況

保養センターは、平成 27 年度より市の直営施設として運営しており、総務管理的な業務などを市職員が担当している。また、(納税義務の特例の適用により)消費税の納税義務が免除されているなど、収支概要書と対比可能な決算資料を示せないため、現在の保養センター及び「みまたの市場」の運営状況を参考資料として掲載する。

なお、市は、美又温泉旅館組合に次の業務を委託し運営している。

- ①一般業務 … 日帰り入浴施設としての料金収受、清掃、フロント業務など
業務委託料 9,926,029 円 (H29 年度)
- ②物販業務 … 特産品の仕入れ、陳列、精算など (負担金方式)
- ③食堂業務 … 地域食材を中心としたレストラン運営 (使用料方式)

1 保養センター運営状況 (市直営)

項 目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
売上額集計	36,970,526	32,868,397	33,875,173
入浴 大人 (人)	37,425	37,454	36,187
(円)	18,712,500	18,727,000	18,093,500
子供 (人)	1,814	1,705	1,713
(円)	453,500	426,250	428,250
家族風呂 (件)	900	1,025	1,024
(円)	2,250,000	2,562,500	2,562,500
有料休憩室 (件)	560	423	310
(円)	536,100	415,500	359,300
食堂(旅館組合) (人)	7,782	4,612	6,147
(円)	9,761,796	4,811,731	7,357,600
売店(旅館組合) (円)	4,841,320	5,525,436	4,675,833
アメニティ販売 (円)	415,310	399,980	398,190
直営施設としての経費			
消耗品費	1,795,902	844,634	1,100,549
印刷製本費	23,136	0	0
修繕費	3,657,264	3,558,108	2,228,649
燃料費	2,994,966	2,525,970	2,905,774
光熱水費	6,260,716	6,369,329	6,884,651
情報通信料	207,520	224,311	221,177
手数料	160,565	256,056	279,856
委託料	12,065,658	12,784,143	12,783,022
使用料及び賃借料	590,042	598,439	589,952
器具購入費	199,800	0	0
公課費	5,619,450	5,618,100	5,428,050

2 みまたの市場運営状況

項 目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
売上額	6,352,240	6,096,165	6,868,544
営業日数 (日)	199	214	258
購入客数 (人)	8,727	8,287	9,664
購入点数 (点)	23,842	21,671	23,427

浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト

No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
1	のれん	1	浴室棟	3階	男湯	
2	アンドン	1	浴室棟	3階	男湯	
3	掃除機	1	浴室棟	3階	男湯	エレベーター横物入
4	消火器	1	浴室棟	3階	男湯	男湯入口
5	すのこ	2	浴室棟	3階	男湯	
6	下駄箱	1	浴室棟	3階	男湯	
7	ベビーベット	1	浴室棟	3階	男湯	
8	体重計	1	浴室棟	3階	男湯	
9	ロッカー	8	浴室棟	3階	男湯	
10	ベンチ	3	浴室棟	3階	男湯	
11	籐の丸椅子	1	浴室棟	3階	男湯	
12	椅子(スツール)	2	浴室棟	3階	男湯	
13	入浴補助風呂椅子	1	浴室棟	3階	男湯	
14	時計	2	浴室棟	3階	男湯	浴室・脱衣場
15	のれん	1	浴室棟	4階	女湯	
16	アンドン	1	浴室棟	4階	女湯	
17	掃除機	1	浴室棟	4階	女湯	エレベーター横物入
18	消火器	1	浴室棟	4階	女湯	女湯入口
19	すのこ	2	浴室棟	4階	女湯	
20	下駄箱	1	浴室棟	4階	女湯	
21	ベビーベット	1	浴室棟	4階	女湯	
22	体重計	1	浴室棟	4階	女湯	
23	ロッカー	8	浴室棟	4階	女湯	
24	ベンチ	3	浴室棟	4階	女湯	
25	木の丸椅子	1	浴室棟	4階	女湯	
26	椅子(スツール)	2	浴室棟	4階	女湯	
27	入浴補助風呂椅子	1	浴室棟	4階	女湯	
28	時計	2	浴室棟	4階	女湯	浴室・脱衣場
29	机	9	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
30	テレビ	1	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
31	テレビ台	1	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
32	時計	1	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
33	椅子	2	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
34	電気ポット	2	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
35	T-Falケルト	1	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	水差しとして使用
36	電話機	1	浴室棟	2階	かわせみ(無料休憩室)	
37	3人用ソファ	1	浴室棟	2階	廊下	
38	木のつい立て	1	浴室棟	2階	廊下	
39	消火器	1	浴室棟	2階	廊下	
40	机	4	浴室棟	2階	軽食喫茶室(閉鎖中)	
41	カウンター用椅子	9	浴室棟	2階	軽食喫茶室(閉鎖中)	
42	1人用ソファ	12	浴室棟	2階	軽食喫茶室(閉鎖中)	
43	消火器	1	浴室棟	2階	軽食喫茶室(閉鎖中)	
44	ロッカー	1	浴室棟	1階	階段横	無料ロッカーとして使用
45	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(弥生)	
46	テレビ台	1	本館	2階	宿泊室C(弥生)	
47	家具調コタツ	1	本館	2階	宿泊室C(弥生)	
48	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(弥生)	
49	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(如月)	
50	テレビ台	1	本館	2階	宿泊室C(如月)	
51	家具調コタツ	1	本館	2階	宿泊室C(如月)	
52	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(如月)	
53	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(睦月)	
54	テレビ台	1	本館	2階	宿泊室C(睦月)	
55	家具調コタツ	1	本館	2階	宿泊室C(睦月)	
56	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(睦月)	

浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト

No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
57	消火器	1	本館	2階	廊下	
58	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(白鷺の間)	
59	テレビ台	1	本館	2階	宿泊室C(白鷺の間)	
60	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(白鷺の間)	
61	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(紅梅の間)	
62	コタツ机	1	本館	2階	宿泊室C(紅梅の間)	
63	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(紅梅の間)	
64	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(若竹の間)	
65	家具調コタツ	1	本館	2階	宿泊室C(若竹の間)	
66	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(若竹の間)	
67	テレビ	1	本館	2階	宿泊室C(松風の間)	
68	家具調コタツ	1	本館	2階	宿泊室C(松風の間)	
69	電話機	1	本館	2階	宿泊室C(松風の間)	
70	時計	1	本館	2階	宿泊室C(松風の間)	
71	◎コタツ机	1	本館	2階	飛鳥の間	
72	折りたたみ座卓テーブル(長机)	4	本館	2階	飛鳥の間	
73	コタツふとん	7	本館	2階	飛鳥の間	
74	時計	1	本館	2階	飛鳥の間	
75	2人用ソファ	1	本館	2階	飛鳥の間(入口)	
76	下駄箱	1	本館	2階	飛鳥の間(入口)	
77	折りたたみ座卓テーブル(長机)	7	本館	2階	鳳凰の間	
78	屏風	1	本館	2階	鳳凰の間	
79	パイプ椅子	6	本館	2階	鳳凰の間	
80	丸椅子	8	本館	2階	鳳凰の間	
81	オットマン	2	本館	2階	鳳凰の間	
82	時計	1	本館	2階	鳳凰の間	
83	下駄箱	1	本館	2階	鳳凰の間(入口)	
84	消火器	1	本館	2階	鳳凰の間(入口近くの廊下)	
85	折りたたみ座卓テーブル(長机)	31	本館	2階	華麗の間	
86	演台	1	本館	2階	華麗の間	
87	金屏風	1	本館	2階	華麗の間	
88	屏風	1	本館	2階	華麗の間	
89	ホワイトボード	1	本館	2階	華麗の間	
90	下駄箱	1	本館	2階	華麗の間(入口)	
91	時計	1	本館	2階	華麗の間	
92	電話	1	本館	2階	華麗の間	
93	消火器	1	本館	2階	華麗の間(入口近くの廊下)	
94	◎ビデオデッキ	1	本館	2階	華麗の間	
95	◎カラオケ機	1	本館	2階	華麗の間	
96	◎アンプシステム	1	本館	2階	華麗の間	
97	◎マイク	3	本館	2階	華麗の間	
98	◎マイクスタンド	2	本館	2階	華麗の間	
99	◎スピーカー	2	本館	2階	華麗の間	
100	折りたたみ座卓テーブル(長机)	36	本館	2階	華麗の間配膳室	
101	座椅子	11	本館	2階	華麗の間配膳室	
102	コンテナ	2	本館	2階	華麗の間配膳室	
103	台	1	本館	2階	華麗の間配膳室	
104	棚	1	本館	2階	華麗の間配膳室	
105	電話	1	本館	2階	華麗の間配膳室	
106	レセプションチェア白	16	本館	2階	華麗の間前倉庫	
107	折りたたみ座卓テーブル(長机)	4	本館	2階	華麗の間前倉庫	
108	折りたたみ座卓テーブル(長机(小))	1	本館	2階	華麗の間前倉庫	
109	折りたたみ座卓	12	本館	2階	華麗の間前倉庫	
110	机	5	本館	2階	華麗の間前倉庫	
111	◎空気清浄機	1	本館	2階	華麗の間前倉庫	
112	棚	1	本館	2階	華麗の間前倉庫	

浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト

No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
113	応接セット(4人用)	1	本館	2階	ホール	
114	応接セット(5人用)	1	本館	2階	談話室	
115	電気ポット	4	本館	2階	階段近く配膳室	
116	T-Falケルト	7	本館	2階	階段近く配膳室	
117	掃除機	1	本館	2階	階段近く配膳室	
118	鏡台	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
119	扇風機	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
120	入浴補助風呂椅子	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
121	ラック	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
122	すのこ	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
123	時計	1	本館	1階	家族風呂(家美の湯)	
124	扇風機	1	本館	1階	家族風呂(家賀の湯)	
125	衣類台(かご4つ付)	1	本館	1階	家族風呂(家賀の湯)	
126	鏡台	1	本館	1階	家族風呂(家賀の湯)	
127	入浴補助風呂椅子	1	本館	1階	家族風呂(家賀の湯)	
128	時計	1	本館	1階	家族風呂(家賀の湯)	
129	扇風機	1	本館	1階	家族風呂(家那の湯)	
130	時計	1	本館	1階	家族風呂(家那の湯)	
131	入浴補助風呂椅子	1	本館	1階	家族風呂(家那の湯)	
132	ラック	1	本館	1階	家族風呂(家那の湯)	
133	券売機	1	本館	1階	事務室、受付	
134	レジ	1	本館	1階	事務室、受付	
135	レジ台	1	本館	1階	事務室、受付	
136	金庫	1	本館	1階	事務室、受付	
137	携帯金庫	1	本館	1階	事務室、受付	
138	ソファーセット(2人用)	1	本館	1階	事務室、受付	
139	冷蔵庫(小)	1	本館	1階	事務室、受付	
140	事務机	1	本館	1階	事務室、受付	
141	インクジェットプリンター	1	本館	1階	事務室、受付	
142	台	1	本館	1階	事務室、受付	
143	コピー機	1	本館	1階	事務室、受付	
144	ストーブ	1	本館	1階	事務室、受付	
145	事務椅子	2	本館	1階	事務室、受付	
146	丸椅子	1	本館	1階	事務室、受付	
147	パイプ椅子	1	本館	1階	事務室、受付	
148	椅子	1	本館	1階	事務室、受付	
149	電話機	1	本館	1階	事務室、受付	
150	シュレッダー	1	本館	1階	事務室、受付	
151	ノートパソコン	1	本館	1階	事務室、受付	
152	ペーパーカッター	1	本館	1階	事務室、受付	
153	テブラ	1	本館	1階	事務室、受付	
154	消火器	1	本館	1階	事務室、受付	
155	傘立て	1	本館	1階	玄関	
156	車いす	1	本館	1階	玄関	
157	パンフレットラック	1	本館	1階	玄関	
158	木の掲示用ボード	1	本館	1階	玄関	
159	掲示板(小)	1	本館	1階	玄関	
160	3人用ソファ	1	本館	1階	売店	
161	木のイス	5	本館	1階	売店	
162	冷蔵庫(商品陳列用)	1	本館	1階	売店	
163	商品台	2	本館	1階	売店	
164	脚立	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	
165	ロッカー	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	
166	◎レンジ	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	
167	◎冷蔵庫(小)	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	
168	入浴補助風呂椅子	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	

浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト

No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
169	事務机	1	本館	1階	倉庫(家美の湯前)	
170	掃除機(業務用)	1	本館	1階	倉庫(家美の湯横)	
171	掃除機(家庭用)	1	本館	1階	倉庫(家美の湯横)	
172	テレビ	1	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
173	テレビ台	1	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
174	コタツ	1	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
175	姿見	1	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
176	ロッカー	4	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
177	時計	1	本館	1階	更衣室(現職員休憩室)	
178	コタツ机	1	本館	1階	宿直室	
179	テレビ	1	本館	1階	宿直室	
180	ロッカー	2	本館	1階	宿直室	
181	電気ヒーター	1	本館	1階	宿直室	
182	鏡台	1	本館	1階	宿直室	
183	折りたたみ長机	1	本館	1階	宿直室	
184	パイプ椅子	2	本館	1階	階段下倉庫	
185	台車	1	本館	1階	倉庫	
186	脚立	1	本館	1階	機械室	
187	テーブル	12	本館	1階	食堂	
188	木の椅子	30	本館	1階	食堂	
189	ベビーチェア	3	本館	1階	食堂	
190	皿洗い機	1	本館	1階	厨房・配膳室	
191	冷蔵庫	3	本館	1階	厨房・配膳室	
192	冷蔵庫(扉がガラス)	2	本館	1階	厨房・配膳室	
193	保温庫	1	本館	1階	厨房・配膳室	
194	冷凍庫	1	本館	1階	厨房・配膳室	
195	レンジ	1	本館	1階	厨房・配膳室	
196	製氷機	1	本館	1階	厨房・配膳室	
197	グリラー	1	本館	1階	厨房・配膳室	
198	油こし器	1	本館	1階	厨房・配膳室	
199	蒸し器	1	本館	1階	厨房・配膳室	
200	めんゆで器	1	本館	1階	厨房・配膳室	
201	天ぷら揚げ器	1	本館	1階	厨房・配膳室	
202	◎ ウォータークーラー	1	本館	1階	厨房・配膳室	
203	◎ スチームコンベクション	1	本館	1階	厨房・配膳室	
204	◎ ミキサー	1	本館	1階	厨房・配膳室	
205	◎ 大型ジャー	3	本館	1階	厨房・配膳室	
206	時計	1	宿泊棟	1階	廊下	
207	消火器	1	宿泊棟	1階	廊下	
208	◎ 石油ストーブ	5	宿泊棟	1階	倉庫	
209	◎ 電気ストーブ	2	宿泊棟	1階	倉庫	
210	◎ 扇風機	3	宿泊棟	1階	倉庫	
211	レセプションチェア赤	30	宿泊棟	1階	倉庫	
212	レセプションチェア白	12	宿泊棟	1階	倉庫	
213	会議用組み合わせテーブル(12テーブル)	1	宿泊棟	1階	会議室	
214	レセプションチェア白	19	宿泊棟	1階	会議室	
215	◎ 音響機器	1	宿泊棟	1階	会議室	
216	消火器	1	宿泊棟	2階	廊下	
217	消火器	1	宿泊棟	3階	廊下	
218	オットマン	2	宿泊棟	3階	廊下	
219	ベンチ	3	本館		玄関周辺(外)	
220	吸い殻入れ	1	本館		玄関周辺(外)	
221	パンフレットラック	2	本館		無料休憩室(産直市隣)	
222	応接セット(6人用)	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
223	応接セット(5人用)	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
224	机(小)	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	

浜田市美又温泉国民保養センター 備品リスト

No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
225	3人用ソファ	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
226	木の椅子	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
227	パンフレット用ラック	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
228	丸椅子	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
229	パイプ椅子	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
230	消火器	1	本館		無料休憩室(産直市隣)	
231	脚立	1			ボイラー室	
232	消火器	1			ボイラー室	
233	手押し車	1			外倉庫	
234	◎ 除雪機	1			外倉庫	
235	◎ ヘッジトリマー	2			外倉庫	
236	◎ 草刈り機	2			外倉庫	
237	乾燥機付き洗濯機	1			建物裏側	乾燥機部分のみ使用
238	洗濯機	2			建物裏側	
239	物干し台	2			建物裏側	
240	物干し竿	9			建物裏側	

※品名の前に◎印が付いている備品は、使用前に動作確認が必要。

今年度購入予定						
No.	品名	数量	配置場所			備考
			棟	階別	部屋	
1	湯沸かしポット	2	本館	2階	給湯室	象印マイコン沸騰電動ポットCD-PE50-HA 5リットル
2	炊飯器(2升)	2	本館	2階	給湯室	タイガー JNO-A360(XS)
3	炊飯器(5.5合)	1	本館	2階	給湯室	象印 NP-VZ10
4	電子レンジ	1	本館	2階	給湯室	ツインバード DR-D419W6
5	オープンレンジ	1	本館	2階	給湯室	シャープ RE-TF1
6	IHクッキングヒーター	2	本館	2階	給湯室	アイリスオーヤマ IHK-T36
7	冷蔵庫	2	本館	2階	給湯室	三菱 MR-WX70C(700L)
8	冷凍庫	1	本館	2階	給湯室	ハイアール JF-NC429F(420L)
9	テレビ	8	宿泊棟	1～3階	宿泊室	DOSHISHA DOL24S100
10	テレビ台	8	宿泊棟	1～3階	宿泊室	無印良品 コの字の家具 38371120
11	冷蔵庫	8	宿泊棟	1～3階	宿泊室	アビデラックス AR-509E(46L)
12	座卓	2	宿泊棟	1～3階	宿泊室	上久商店 ケント180NA
13	座卓	6	宿泊棟	1～3階	宿泊室	上久商店 ケント150NA
14	座椅子	36	宿泊棟	1～3階	宿泊室	Hikari L型座椅子 L-30
16	ベット・シングル	2	宿泊棟	1階	宿泊室B(しんがい)	無印 #38370031、#37285538、18094844
17	ベットサイドテーブル	1	宿泊棟	1階	宿泊室B(しんがい)	無印 #15892341

※保養センターの業務の一部を委託している美又温泉組合が所有する備品については、委託期間満了後引き上げるため未記載。

美又温泉国民保養センター 修繕及び改修工事実施状況

(単位:円)

年度	件名	支出額
平成 27 年度	男湯・女湯サウナ室等修繕	1,035,072
	玄関自動ドア修繕	196,560
	街灯修繕	199,800
	冷却塔用給水管修繕	41,040
	ゆで麺器用給水配管修繕	36,396
	浴室入口塗裝修繕	57,240
	給湯用及び給水用ポンプ修繕	496,800
	売店カーテン取替修繕	85,320
	食堂ロールスクリーン取替修繕	181,440
	女子トイレ便器、厨房内水栓修繕	15,120
	合併浄化槽固定式スクリーン修繕	180,360
	浄化槽用放流ポンプ修繕	113,400
	足洗い場漏水修繕	31,320
	誘導灯バッテリー修繕	10,044
	女性トイレ、男湯女湯シャワー修繕	60,480
	排水管修繕	61,560
	蛇口修繕	4,860
	ガラス修繕	25,920
	男湯用フローア修繕	26,568
	女湯浴室風呂修繕	21,600
	浄化槽ベルト修繕	5,292
	男湯引戸修繕	5,400
	女湯ジャグジー修繕	27,000
	泡風呂自動制御装置修繕	10,800
	男湯シャワー修繕	4,860
	女湯タイル修繕	18,360
	女湯入口引戸修繕	5,400
	消防用設備修繕	108,864
	厨房裏口修繕	62,100
	給湯用ラインポンプ取替修繕	156,168
	家族風呂タイル修繕	19,980
	家族風呂コンセント修繕	61,020
身障者トイレウォシュレット修繕	136,080	
女湯鏡修繕	74,520	
女湯引戸修繕	6,000	
男湯鏡修繕	74,520	

※税込みで作成しています。

年度	件名	支出額
平成 28 年度	貸切風呂インターホン修繕	86,400
	ジャグジー用プロワ取替修繕	593,568
	浴槽水栓修繕	2,700
	男湯女湯風呂場土間修繕	69,120
	女性トイレフラッシュバルブ修繕	43,200
	電話機修繕	32,540
	誘導灯修繕	5,616
	男湯女湯浴室入口ドア戸車修繕	54,000
	エレベーター修繕(巻上機内オイル・光電式着床スイッチ交換、ブレーキ調整)	129,600
	機械室薬液タンク修繕	111,240
	誘導灯取替、屋内消火栓設備修繕	107,136
	ろ過ポンプ修繕	216,000
	厨房エアコン取替修繕	929,880
	男湯女湯浴室内換気扇修繕	322,920
	男湯換気機器修繕	105,516
	煙感知器取替修繕	23,760
	車いすタイヤパンク修繕	1,080
	本館2階音響装置ベル・宿泊棟1階誘導灯取替修繕	16,956
	家族風呂換気扇等修繕	164,462
	厨房内蛇口修繕	6,480
厨房用排水ポンプ修繕	196,039	
女湯用トイレ内小便器修繕	8,100	
無料休憩室エアコン移設	300,000	
食洗機修繕	19,332	
浄化槽修繕	12,463	

※税込みで作成しています。

年度	件名	支出額
平成 29 年度	屋上防水修繕	16,200
	誘導灯取替修繕	6,156
	大広間エアコン点検修繕	98,491
	男女泡風呂修繕	18,468
	家族風呂うたせ湯撤去	42,336
	空調電源修繕	18,360
	家族風呂サッシ修繕	199,951
	男湯水風呂カラン取替	79,920
	消防設備修繕(消火器取替、誘導灯取替修繕)	85,132
	男湯シーリングファン取替	54,000
	浄化槽修繕	5,054
	コンセント修繕	8,100
	2階エアコン点検修繕	54,000
	家族風呂脱衣場床修繕	38,167
	大広間冷房用循環ポンプ	26,730
	製氷機修繕	97,848
	浄化槽周囲舗装修繕	140,000
	煙感知器交換	47,520
	外灯修繕	52,466
	3階男子トイレ手洗カラン取替修繕	14,040
	消防設備修繕(表示灯・誘導灯球取替)	1,728
	厨房エアコン修繕	97,200
	消防設備バッテリー取替修繕	24,840
	給湯ボイラー修繕	69,120
	シャワー水栓取替	100,980
	厨房ガステーブル取替修繕	253,800
	2階男子トイレ修繕	41,800
	水道管修繕	33,620
	1階女子トイレ修繕	62,014
	2階休憩室ブレーカー修繕、厨房照明増設、屋外照明スイッチ増設	156,050
	3階男湯シャワー修繕	18,257
エレベーターかご操作基盤修繕	108,000	
厨房、食堂コンセント修繕	122,877	
厨房冷蔵庫修繕	35,424	

※税込みで作成しています。

浜田市美又温泉国民保養センター 委託及び使用料・賃借料一覧

No.	委託の内容
1	夜間警備委託
2	浄化槽維持管理業務委託
3	エレベーター保守点検業務
4	浴場清掃業務
5	自家用電気工作物保安管理業務委託
6	WEBサイト更新代行業務
7	保養センター業務委託

No.	使用料・賃借料の内容
1	自動体外式除細動器(AED)リース
2	モップ・マット等
3	NHK放送受信料
4	ケーブルテレビ視聴料

美又温泉 温泉成分揭示事項（温泉成分、適応症・禁忌症及び入浴上の注意）

成 分		適応症・禁忌症及び入浴上の注意	
1 源泉名	美 又 温 泉	1. 浴用適応症 ・筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期） ・運動麻痺における筋肉のこわばり・冷え症・末梢循環障害 ・胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど） ・軽症高血圧・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症 ・軽い喘息又は肺気腫・痔の痛み・自律神経不安定症 ・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）・病後回復期 ・疲労回復・健康増進 2. 浴用禁忌症 ・病気の活動期（特に熱のあるとき） ・活動性の結核 ・進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合 ・少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気 ・むくみのあるような重い腎臓の病気 ・消化管出血 ・目に見える出血があるとき ・慢性の病気の急性増悪期 3. 入浴上の注意事項 <入浴前の注意> ① 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。 ② 過度の疲労時には身体を休めること。 ③ 運動後30分程度の間は身体を休めること。 ④ 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。 ⑤ 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。 ⑥ 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。 <入浴方法> 入浴温度：高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。 入浴形態：心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。 入浴回数：入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。 入浴時間：入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。 <入浴中の注意> ① 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。 ② 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。 ③ めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。 <入浴後の注意> ① 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。） ② 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。 <湯あたり> 温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。 <その他> ① 浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。 ② 飲用はしないこと。	
2 泉質	アルカリ性単純温泉 （低張性アルカリ性温泉）		
3 泉温	源泉 41.6℃ 使用位置 ℃		
4 温泉の成分	（本水1kg中に含有する成分及び分量）		
陽イオン	分量(mg)	陰イオン	分量(mg)
ナトリウムイオン(Na ⁺)	61.2	フッ素イオン(F ⁻)	3.3
カリウムイオン(K ⁺)	0.5	塩素イオン(Cl ⁻)	20.0
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	2.0	水酸化物イオン(OH ⁻)	2.6
		硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	14.9
		炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	45.1
		メタケイ酸イオン(HSiO ₃ ⁻)	81.9
		メタホウ酸イオン(BO ₂ ⁻)	0.3
陽イオン計	63.7	陰イオン計	168.1
遊離成分			
非遊離成分	分量(mg)	遊離ガス成分	分量(mg)
メタ亜ヒ酸(HAsO ₂)	0.0	遊離二酸化炭素(CO ₂)	0.0
メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	0.0	遊離硫化水素(H ₂ S)	0.0
メタホウ酸(HBO ₂)	0.0		
非遊離成分計	0.0	遊離ガス成分計	0.0
溶存物質総計（ガス性のものを除く）		0.23g/kg	
成分総計		0.23g/kg	
その他			
リチウムイオン(Li ⁺)	0.04mg		
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	0.02mg		
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.04mg		
臭化物イオン(Br ⁻)	0.05mg		
温泉成分の分析年月日	平成 25 年 9 月 11 日	適応症・禁忌症決定年月日	平成 27 年 4 月 22 日
登録分析機関	【名称】財団法人 島根県環境保健公社 【登録番号】島根県第2号	決 定 者	島 根 県
成分に影響を与える項目			
1 入浴に適した温度に保つため加温しています。 2 衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。 3 殺菌のため次の薬品を使用しています。【次亜塩素酸ソーダ 低食品S 製造会社 株式会社トクヤマ】			

「みまたの市場」販売実績

【平成29年度】

美又湯気の里づくり委員会
NPO法人美又ゆめエイト

月	日数	販売高	前年比		1日平均	購入客数	購入点数	1人当たり		1点当たり 購入@	1日当たり 客数	保養C入 込客数 (産直市 開店日)	会員数
								購入@	購入点数				
4月	22日	504,240円	520,170円	97%	22,920円	845人	1,887点	597円	2.2点	267円	38人	2,878人	52人
前年同月	18日	520,170円	267,040円	195%	28,898円	739人	1,749点	704円	2.4点	297円	41人	2,542人	52人
5月	24日	668,465円	543,990円	123%	27,853円	974人	2,278点	686円	2.3点	293円	41人	4,252人	52人
前年同月	21日	543,990円	673,430円	81%	25,904円	879人	1,938点	619円	2.2点	281円	42人	3,807人	52人
6月	21日	679,760円	537,060円	127%	32,370円	925人	2,297点	735円	2.5点	296円	44人	2,252人	52人
前年同月	16日	537,060円	498,640円	108%	33,566円	735人	2,107点	731円	2.9点	255円	46人	1,876人	52人
7月	23日	648,030円	455,850円	142%	28,175円	914人	2,237点	709円	2.4点	290円	40人	2,830人	52人
前年同月	19日	455,850円	493,850円	92%	23,992円	700人	2,013点	651円	2.9点	226円	37人	2,519人	52人
8月	21日	534,240円	551,050円	97%	25,440円	767人	1,745点	697円	2.3点	306円	37人	3,907人	52人
前年同月	19日	551,050円	547,000円	101%	29,003円	765人	2,095点	720円	2.7点	263円	40人	3,522人	52人
9月	22日	511,708円	457,720円	112%	23,259円	786人	2,028点	651円	2.6点	252円	36人	2,760人	52人
前年同月	18日	457,720円	606,200円	76%	25,429円	712人	1,892点	643円	2.7点	242円	40人	2,395人	52人
10月	23日	552,006円	587,170円	94%	24,000円	806人	2,060点	685円	2.6点	268円	35人	2,807人	52人
前年同月	19日	587,170円	675,785円	87%	30,904円	760人	2,003点	773円	2.6点	293円	40人	2,529人	52人
11月	21日	740,518円	693,130円	107%	35,263円	933人	2,494点	794円	2.7点	297円	44人	2,732人	52人
前年同月	18日	693,130円	840,740円	82%	38,507円	792人	2,249点	875円	2.8点	308円	44人	2,404人	52人
12月	20日	528,537円	570,160円	93%	26,427円	670人	1,778点	789円	2.7点	297円	34人	2,281人	52人
前年同月	17日	570,160円	412,585円	138%	33,539円	600人	1,624点	950円	2.7点	351円	35人	1,766人	52人
1月	19日	379,515円	283,970円	134%	19,974円	560人	1,422点	678円	2.5点	267円	29人	2,419人	52人
前年同月	16日	283,970円	354,040円	80%	17,748円	448人	1,064点	634円	2.4点	267円	28人	2,126人	52人
2月	19日	447,434円	378,005円	118%	23,549円	629人	1,611点	711円	2.6点	278円	33人	2,409人	52人
前年同月	16日	378,005円	437,990円	86%	23,625円	507人	1,224点	746円	2.4点	309円	32人	2,292人	52人
3月	23日	674,091円	517,890円	130%	29,308円	855人	1,590点	788円	1.9点	424円	37人	3,133人	52人
前年同月	17日	517,890円	544,940円	95%	30,464円	650人	1,713点	797円	2.6点	302円	38人	2,757人	52人
期間計	258日	6,868,544円	6,096,165円	113%	26,622円	9,664人	23,427点	710.7円	2.4点	293.2円	37.5人	34,660人	52人
前年同期間	214日	6,096,165円	6,352,240円	96%	28,487円	8,287人	21,671点	735.6円	2.6点	281.3円	38.7人	30,535人	52人